

令和3年第2回臨時会

西川町議会会議録

令和3年 4月 28日 開会
令和3年 4月 28日 閉会

西川町議会

令和3年西川町議会第2回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○幹部職員の人事異動の紹介	3
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○議会諸報告	4
○町長あいさつ	5
○教育委員会教育長あいさつ	7
○常任委員会委員の選任について	8
○各常任委員会正副委員長の互選	9
○議会運営委員会委員の選任について	9
○議会運営委員会正副委員長の互選	10
○西村山広域行政事務組合議会議員の選挙について	10
○議案の上程	11
○提案理由の説明	11
○議案の審議・採決	14
承認第1号 令和2年7月豪雨災害に係る西川町農林業施設等災害復旧事業 分担金徴収条例の特例に関する条例の設定についての専決処分 の承認について	14
承認第2号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての 専決処分の承認について	15
議第30号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第1号）	18
議第31号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）	39
○閉議・閉会の宣告	40
○署名議員	42

令和3年西川町議会第2回臨時会

議事日程(第1号)

令和3年 4月 28日(水) 午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 町長あいさつ
- 日程第 5 教育委員会教育長あいさつ
- 日程第 6 常任委員会の選任について
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 8 西村山広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 議案の上程
 - 承認第1号 令和2年7月豪雨災害に係る西川町農林業施設等災害復旧事業
分担金徴収条例の特例に関する条例の設定についての専決処分
の承認について
 - 承認第2号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決
処分の承認について
 - 議第30号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第1号)
 - 議第31号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 提案理由の説明
- 日程第11 議案の審議・採決
 - 承認第1号 令和2年7月豪雨災害に係る西川町農林業施設等災害復旧事業
分担金徴収条例の特例に関する条例の設定についての専決処分
の承認について
 - 承認第2号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決
処分の承認について
 - 議第30号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第1号)
 - 議第31号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第1号)

(閉会)

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員

なし

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	健康福祉課長	飯野勇	君
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君	商工観光課長	土田浩行	君
建設水道課長	真壁正弘	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
会計管理者 兼 出納室長 兼 町民税務課長	土田伸	君			
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

[開会時刻 午前 9時30分]

◎幹部職員の人事異動の紹介

○古澤議長 おはようございます。

会議に先立ち、4月1日付、人事異動に伴う幹部職員の異動について紹介をお願いいたします。高橋副町長。

○高橋副町長 それでは私から、4月1日付の人事で異動した幹部職員をご紹介します。

向かって右側のほうから、建設水道課長 眞壁正弘。左側、商工観光課長 土田浩行。それから病院の院長の須貝昌博につきましては、1年間定年を延長しまして勤めさせていただくことにしております。

以上、幹部職員一同、精進してまいりますので、よろしくご指導ご鞭撻のほど、お願い申し上げます。

◎開会の宣告

○古澤議長 ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより、令和3年西川町議会第2回臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○古澤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、4番 菅野邦比克議員、5番 大泉奈美議員を指名します。

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎議会諸報告

○古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

最初に議長報告を行います。議会諸般の報告をいたします。

始めに、西村山広域行政事務組合議会議員の辞職に伴い報告をいたします。4月20日、伊藤哲治議員、佐藤耕二議員から令和3年5月9日をもって西村山広域行政事務組合議会議員を辞職したい旨の願いが、同議会の柏倉信一議長あてに提出されておりましたが、4月26日付で、5月9日をもって許可した旨、同議会議長から通知がありました。

次に、議会だよりの発行について報告いたします。4月15日、西川町議会だより第116号を発行いたしております。西川町議会だよりは、年4回、定例会終了後に発行しており、第116号は、令和3年度予算を中心に令和3年第1回定例会について掲載いたしております。今後共町民の皆さんから親しまれ、議会を身近に感じていただける紙面構成に努めてまいります。以上議長報告といたします。

次に、西村山広域行政事務組合議会報告を行います。7番、佐藤耕二議員。

〔佐藤耕二議員 登壇〕

○7番（佐藤耕二議員） 西村山広域行政事務組合議会報告会を申し上げます。

3月24日に開催されました、令和3年第1回定例会の報告をいたします。

議第1号では、令和2年度西村山広域行政事務組合一般会計予算（第2号）について、規定の歳入歳出の総額から2,088万8,000円をそれぞれ減額し、予算総額を15億8,107万3,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。補正は、人事異動等及び山形県人

事委員会勧告に伴う給与改定による人事費の精査によるものです。

議第2号では、令和2年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出の総額から316万9,000円をそれぞれ減額し、予算総額を9億9,902万8,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。補正は、人事異動等及び山形県人事委員会勧告に伴う給与改定による人権費の精査によるものです。

議第3号では、令和3年度西村山広域行政事務組合一般会計予算について、歳入歳出15億2,336万9,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。計画的な業務の執行と健全財政の堅持を念頭に事務事業の遂行にあたることとし、前年度当初予算と比較して9,403万8,000円の減額となるものです。

議第4号では、令和3年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計予算について、歳入歳出11億843万1,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。廃棄物処理施設インフラ長寿命化計画に基づく施設修繕や大平埋立て処分地搬入路落石防止工事などを計画し、前年度当初予算と比較して、1億110万8,000円の増額となるものです。

議第5号では、令和3年度西村山広域行政事務組合交通災害共済特別会計予算について、歳入歳出2,039万2,000円とする予算を賛成多数で決定いたしました。加入実績や地域人口の推移を考慮し、前年度当初予算と比較して655万5,000円の減額となるものです。

なお、定例会終了後に開催されました議員全員協議会において、交通災害共済事業につきましては、一定の役割を終えたと判断し、令和3年度の加入募集をもって終えるとの結論に達しております。

議第6号では、西村山広域行政事務組合火災予防条例について、関係省令の改正に伴い、条例の一部を改正することについて、賛成多数で決定いたしました。

以上、西村山広域行政事務組合議会報告といたします。

○古澤議長 以上で議会諸報告は終わりました。

◎町長あいさつ

○古澤議長 日程第4、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

[小川一博町長 登壇]

○小川町長 おはようございます。

本日、令和3年第2回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告申し上げます。

県内では3月中旬から感染者数が再上昇し、特に村山地域における新規感染者の急増により医療提供体制がひっ迫したことから、3月22日には山形市と寒河江市及び県が共同で県独自のレベル5「緊急事態宣言」を発出し、山形市と寒河江市以外の村山地域では特別警戒のレベル4に引き上げられました。本町においても3月28日に1人、29日にも1人の感染者が確認されたため、防災行政無線やお知らせなどにより注意喚起を行ったところがあります。

医療従事者等に対するワクチン接種につきましては、4月16日にワクチンが配布になり19日から計画的に接種しているところであります。

高齢者等に対するワクチン接種につきましては、3月から接種希望調査を実施、対象者2,359人のうち高齢者施設の入居者などを除く2,200人に郵送し、回答者数は2,171人、回収率は98.7%でありました。そのうち接種を希望された方は2,033人で、その割合は92.4%でありました。また、バス利用を希望された方は293人、接種希望者の14.4%でありました。

ワクチンの本町分といたしまして、1箱975回分が5月1日に配送される予定となっております。受領後高齢者施設に入居されている方から順次接種を進めることとしております。

高齢者施設の入居者以外の集団接種につきましては、町立病院と保健センターで5月10日から、基本的には高年齢の方から実施することといたし、対象者の方に予診票と接種案内を4月26日に発送したところであります。

次に、月山スキー場のオープンについてご報告申し上げます。今年の冬は豪雪となりましたが、村山総合支庁西村山道路計画課をはじめ、県当局の格段のご配慮によりまして、一般県道月山志津線の除雪を進めていただき、関係各位のご協力の下、予定通り4月10日に月山スキー場のオープンを迎えることができました。

当日は、弓張平公園に隣接する国道 112 号で検温を実施し、移動中の感染を防ぐため、会場を例年行っているリフト下駅付近から姥沢駐車場付近に移し、開催時間の短縮と参加者の人数を制限するなど、新型コロナウイルス感染症対策を行って開催いたし、ご来賓と地元関係者による安全祈願祭並びにテープカットを行い、今シーズンのオープンを祝いました。

当日の積雪深は 10 メートルと十分な積雪があり、広大なゲレンデで雄大な自然を感じながらのスキーの魅力を全国に発信し、新型コロナウイルス感染症対策を行い誘客拡大に努めてまいりたいと考えております。

本日は、直面する新型コロナウイルス感染症対策などの補正予算編成の必要性が生じてまいりましたので、臨時会を招集いたしたところであります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、令和 3 年第 2 回臨時会の挨拶といたします。

○古澤議長 以上で、町長あいさつは終わりました。

◎教育長あいさつ

○古澤議長 日程第 5、4 月 1 日付で就任されました前田教育長より、ごあいさつをいただきます。前田教育長。

○前田教育長 皆さまおはようございます。

先の 3 月の定例議会でご同意をいただき、4 月 1 日付で教育長の辞令を賜りました、前田雅孝と申します。私は本町教育委員会や西村山教育事務所社会教育課村山教育事務所指導課での 13 年間の行政経験や、延べ 8 校の教員経験を通し、人と人、組織と組織が願いを共有して繋がれば、例え小さくとも、そこに新たな希望と可能性が見いだせることを実感してまいりました。奇しくも本町は、「ふるさとと未来を開く」をキーワードとする教育理念の下に、自立・協働・創造を基軸とした生涯学習の構築を教育の基本目標に掲げております。そのベースには、正に繋がる・繋ぐことの大切さがあるように思います。

若輩者ではありますが、これからの任期を通し、西川町だからこそできること、西川町だからこそやらなければならないことを見極め、本町と町民の皆さまのために微力ながら

精神誠意精進してまいりたいと思いますので、皆さまのご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古澤議長 以上で、教育長あいさつは終わりました。

◎常任委員会委員の選任

○古澤議長 日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

指名の結果を事務局長から報告させます。

○白田事務局長 それでは私から、常任委員会委員の指名について報告いたします。

総務厚生常任委員会委員、古澤俊一議員、伊藤哲治議員、大泉奈美議員、佐藤光康議員、荒木俊夫議員。

産業建設常任委員会委員、佐藤幸吉議員、佐藤耕二議員、菅野邦比克議員、佐藤仁議員。

広報公聴常任委員会委員、大泉奈美議員、菅野邦比克議員、佐藤光康議員、佐藤仁議員。

以上です。

○古澤議長 ただいまの事務局長報告のとおり、指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

○古澤議長 この際、各常任委員会の正副委員長の互選のため休憩し、各常任委員会を招集します。暫時休憩します。

○白田事務局長 それでは、総務厚生常任委員会を第1・第2会議室、産業建設常任委員会を第1・第2委員会室、その後、第3委員会室で広報公聴常任委員会を行います。ご移動よろしくお願いたします。

休憩 午前9時50分

再開 午前10時03分

○古澤議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長の互選

○古澤議長 次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員会の委員長に佐藤光康委員、副委員長に荒木俊夫委員。

産業建設常任委員会の委員長に菅野邦比克委員、副委員長に佐藤仁委員。

広報公聴常任委員会の委員長に大泉奈美委員、副委員長に佐藤光康委員。

以上のとおり、それぞれ互選されました。

◎議会運営委員会委員の選任

○古澤議長 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会委員に、伊藤哲治議員、佐藤光康議員、菅野邦比克議員、大泉奈美議員、以上4人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した4人の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

○古澤議長 この際、議会運営委員会の正副委員長の互選のため休憩し、議会運営委員会を招集します。暫時休憩いたします。

○白田事務局長 それでは、議会運営委員会を開催します。第3委員会室で行いますので、ご移動よろしく願いいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時10分

○古澤議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○古澤議長 次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会の委員長に伊藤哲治委員、副委員長に菅野邦比克委員。

以上のとおり互選されました。

ここで、念のため申し上げます。ただいま選任されました各常任委員会委員、及び議会運営委員会委員の任期は、5月10日からとなります。

◎西村山広域行政事務組合議会議員の選挙

○古澤議長 日程第8、西村山広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。西村山広域行政事務組合議会議員に、大

泉奈美議員、佐藤仁議員、以上2人の議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名した、2人の議員を当選人に決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した2人の議員が、西村山広域行政事務組合議会議員に当選しました。ただいま当選されました両議員が、議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、休憩をします。再開は、10時25分とします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

○古澤議長 休憩を閉じ会議を再開します。

◎議案の上程

○古澤議長 日程第9、議案の上程を行います。

承認第1号 令和2年7月豪雨災害に係る西川町農林業施設等災害復旧事業分担金徴収条例の特例に関する条例の設定についての専決処分の承認について。承認第2号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について。議第30号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第1号）。議第31号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）。

以上、4議案を一括上程します。

◎提案理由の説明

○古澤議長 日程第10、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

[小川一博町長 登壇]

○小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

承認第1号につきましては、令和2年7月豪雨災害に係る西川町農林業施設等災害復旧事業分担金徴収条例の特例に関する条例の設定についてであります。

令和2年7月豪雨災害に係る西川町農林業施設等災害復旧事業分担金徴収条例の特例に関する条例の設定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

承認第2号につきましては、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。

西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

議第30号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算(第1号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,613万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,113万5,000円といたすものであります。補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費にかかる補正であります。

歳出から申し上げます。はじめに、新型コロナウイルス感染症対策の経費にかかる補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、検温器購入費29万2,000円を追加するものであります。

第3款民生費につきましては、にしかわ保育園の大型送風機および顔認証サーマルカメラ手指衛生管理機器購入費59万円を追加するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、町産品販路拡大支援補助金300万円を追加するものであります。

第7款商工費につきましては、プレミアム付商品券発行補助金511万円、地域振興券交付事業費912万1,000円、小規模事業者持続化事業補助金900万円、観光協会地域経済変動対策補助金2,255万4,000円、月山環境整備運営協議会地域経済変動対策補助金304万5,000円をそれぞれ追加し、4,883万円を追加するものであります。

第 10 款教育費につきましては、顔認証サーマルカメラ手指衛生管理機器購入費 55 万円を追加するものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費といたしまして、総額 5,326 万 2,000 円を追加するものであります。なお、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今後とも町内の動向などを踏まえながら補正予算を編成いたしてまいりたいと考えております。

次に、急を要する事務事業の経費にかかる補正につきまして申し上げます。

第 3 款民生費につきましては、令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金 14 万 9,000 円、令和元年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金 7,000 円をそれぞれ追加し、15 万 6,000 円を追加するものであります。

第 4 款衛生費につきましては、報償費 66 万円を会計年度任用職員報酬に組み替え、費用弁償 2 万 1,000 円を減額し、令和 2 年度新型コロナワクチン接種体制確保補助金返還金 1 万円、水道事業会計補助金 63 万 8,000 円をそれぞれ追加し、62 万 7,000 円を追加するものであります。

第 9 款消費費につきましては、志津会館防災行政無線設備移設業務委託料 209 万円を追加するものであります。

以上のとおり、急を要する事務事業にかかる経費といたしまして、総額 287 万 3,000 円を追加するものであります。

歳入につきましては、第 14 款国庫支出金 5,326 万 2,000 円を追加し、それでも不足する財源につきましては、第 19 款繰越金 287 万 3,000 円を充てるものであります。

議第 31 号につきましては、令和 3 年度西川町水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。収益的収入及び支出につきましては、予定額を 63 万 8,000 円増額し、収入支出の総額をそれぞれ 2 億 726 万 5,000 円といたすものであります。

補正の内容は、原水及び浄水費の修繕費を増額するものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入の予定額に企業債 550 万円を増額し総額を 1 億 91 万 7,000 円とし、支出の予定額に海味配水池配水管布設替工事費 552 万 2,000 円を増額し、総額を 1 億 7,221 万 3,000 円といたすものであります。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第 11、議案の審議・採決を行います。

審議・採決に入る前にお諮りします。議案書が事前に配布されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者、あり)

○古澤議長 意義なしと認めます。

従って議案書が事前に配布されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略します。

承認第 1 号 令和 2 年 7 月豪雨災害に係る西川町農林業施設等災害復旧事業分担金徴収条例の特例に関する条例の設定についての専決処分の承認について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長 承認第 1 号 令和 2 年 7 月豪雨災害に係る西川町農林業施設等災害復旧事業分担金徴収条例の特例に関する条例の設定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、令和 2 年 7 月豪雨災害が本町にとって未曾有の激甚災害であることに鑑み、農林業施設等災害復旧事業に係る分担金の軽減を図るため、分担金徴収条例の特例に関する条例の設定について、専決処分をさせていただいたものです。

条例第 9 号をご覧ください。第 1 条は、本条例の趣旨について定めたものであります。第 2 条は分担金の減免について定めたものであり、令和 2 年 7 月豪雨災害による災害事業に係る分担金については、西川町農林業施設等災害復旧事業分担金徴収条例第 5 条の規定により、減額又は免除とし、その額については町長が別に定めることとするものであります。

なお、この条例に基づき、町長が別に定めました分担金の減額、又は減免の内容につきましては、先日議会全員協議会でご説明させていただいたとおりです。

附則をご覧ください。本条例は公布の日から施行し、令和 2 年度分の分担金から適用するものであります。

以上のとおりであります。災害復旧に係る国庫補助金の内示が 3 月下旬にあったこと

などに伴いまして、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご承認下さいますようお願いを申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第1号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第2号西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 承認第2号西川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律などが令和3年3月31日に交付されたことに伴い、改正を行うものであります。令和3年度の税制改正の概要につきましては、個人住民税の非課税範囲の見直し、令和3年度評価替えに伴う土地の固定資産税の負担調整措置、軽自動車税に係る環境性能割の税率区分の見直しと環境性能割の臨時的軽減とグリーン化特例の重点化と期間の延長、特別徴収額通知など電磁的方法での提出、新型コロナウイルス感染症などに係る住宅借入金等特別控除の拡充延長などの改正となっております。

改正条文は2条となっております。それでは新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。第14条の2、第2項は、個人の町民税の非課税範囲に係る、所得からの控除対象となる同一生計配偶者及び扶養親族に係る国外居住親族の取扱いの見直しに伴う規定の整備であります。

第29条の2は、個人の町民税に係る給与所得の扶養親族申告書の電磁的方法による提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。

2 ページをご覧ください。第 29 条の 3、第 1 項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の非課税限度額に係る所得からの控除対象となる同一生計配偶者及び扶養親族に係る国外居住親族の取扱いの見直しを規定するものであります。

第 29 条の 3、第 4 項は、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。

第 43 条の 8、第 1 項は、退職所得申告書の定義に係る規定の整備であります。3 ページをご覧ください。

第 43 条の 9 は、退職所得申告書の電磁的方法による提出に係る規定の整備であります。

第 65 条の 5 は、軽自動車税の環境性能割の税率に係る読み替え規定の整備であります。

4 ページをご覧ください。附則第 2 条の 4 は、個人の町民税の所得割の非課税限度額に係る所得からの控除対象となる同一生計配偶者及び扶養親族に係る国外居住親族の取扱いの見直しを規定するものであります。

附則第 4 条の 6 は、特定一般医薬品等購入費を払った場合の個人町民税の医療費控除の特例の適用期限を令和 9 年度分まで延長する規定の整備であります。

附則第 7 条の 2、第 1 項は法律の改正に伴い、見出しの法附則を第 15 条の 8、第 2 項に改め、生産性向上、特別措置法に規定する認定先端設備等購入計画に基づき取得した先端設備に対する固定資産税軽減の特例措置の廃止に伴い、第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項に、第 3 項を第 2 項に改めるものであります。

5 ページをご覧ください。附則第 8 条は、令和 3 年度の固定資産税の土地の評価替えに伴い、見出しの適用期間を令和 3 年度から令和 5 年度までとする規定の整備であります。

附則第 8 条の 2 は、同様に見出しの適用年度を令和 4 年度又は令和 5 年度に改め、令和 4 年度又は令和 5 年度における地価下落等に伴う土地の修正価格の適用の特例に係る規定を整備するものであります。

附則第 8 条の 2、第 2 項は令和 4 年度に修正価格の適用を受けた土地などで、令和 5 年度に修正価格の適用を受けないこととなるものに対し、修正価格を適応する規定の整備であります。

附則第 9 条は同様に、見出しの適用年度を令和 3 年度から令和 5 年度までに改めると共に、土地等に対して課する各年度の固定資産税に係る宅地等調整税額の特例に係る規定を整備するものであります。

6 ページから 7 ページをご覧ください。

同条第 2 項は商業地等、第 3 項は宅地等、第 4 項は固定資産税の負担水準が 0.6 から 0.7 の商業地等に係る商業地等据え置き固定資産税額、第 5 項は負担水準が 0.7 以上の商業地等に係る商業地等調整固定資産税額の規定の整備であります。

附則第 10 条は、見出しの適用年度を令和 3 年度から令和 5 年度までに改め、農地に対して課する各年度の固定資産税に係る農地調整固定資産税額の特例に係る規定の整備であります。

8 ページをご覧ください。附則第 12 条は、特別土地保有税の課税の特例に係る期間について、令和 3 年度から令和 5 年度に、同条第 2 項は宅地評価土地の取得期限を令和 6 年 3 月 31 日までとする規定の整備であります。

附則第 12 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を令和 3 年 12 月 31 日まで 9 カ月間延長する規定の整備であります。

9 ページから 11 ページをご覧ください。附則第 12 条の 2 の 2 は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る読み替え規定の整備であります。

附則第 13 条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、同条第 2 項から第 4 項までの各種別の令和 2 年度分の税率適用期間の規定を削り、第 6 項から第 8 項で適用期間をグリーン化特例のうち、50%軽減及び 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定し、特例の期間を令和 5 年 3 月 31 日までとする規定の整備であります。

附則第 13 条の 2 は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、前条の整備に伴い、規定の整備を行うものであります。

12 ページをご覧ください。附則第 21 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除について、住宅借入金等特別控除の適用期間の適用期限を延長し、所得税から控除しきれない額について、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する規定の整備であります。

13 ページをご覧ください。改正条例第 2 条は、地方税法等関係法令の改正に伴い、法人の町民税の申告納付、不足税額の納付の手続き、法人税の構成など、関係規定の整備となっております。

以上の通りであります。改正条例の附則をご覧ください。附則第 1 条では、関係法令の改正の施行日が改正条例第 1 条中、附則第 4 条の 6 の改正規定につきましては、令和 4

年1月1日、同第14条の2、第2項、第29条の3、第1項の改正規定、並びに同附則第2条の4、第1項の改正規定並びに次条第3項の規定につきましては、令和6年1月1日からの施行とされ、第2条では町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4項は軽自動車税に関する経過措置を規定しており、その他の規定につきましては、令和3年4月1日とされたため、令和3年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご理解をいただき、承認を下さいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

承認第2号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議題30号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 議第30号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,613万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,113万5,000円といたすものであります。補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業の経費にかかる補正であります。

はじめに歳出についてご説明を申し上げます。予算書の7ページ、3歳出をご覧ください。歳出につきましては、項ごとに表を作成しており、左から、目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に補正内容の説明の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

7ページの第2款第1項第1目、一般管理費につきましては、役場本庁舎の新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、正面玄関ロビーに設置する備品購入費、来庁者検温

器購入費 29 万 2,000 円を追加するものであります。

第 3 款第 1 項第 2 目、老人福祉費につきましては、ボランティアコーディネート事業に係る令和元年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の清算に伴う返還金、14 万 9,000 円を追加するものであります。

第 2 項第 1 目、児童福祉総務費につきましては、令和元年度障害児入所給付費等国庫負担金の確定に伴う返還金 7,000 円を追加するものであります。

第 4 目、児童福祉施設費につきましては、にしかわ保育園の新型コロナウイルス感染症感染防止対策としての備品購入費、大型送風機及び顔認証サーマルカメラ手指衛生管理機器購入費 59 万円を追加するものであります。

8 ページをお開きいただきまして、第 4 款第 1 項第 1 目、保健衛生総務費につきましては、育児休暇取得保健師の代替保健師を会計年度任用職員として採用することに伴い、報償費 66 万円を会計年度任用職員報酬に組み替えると共に、通勤手当を精査し、費用弁償 2 万 1,000 円を減額するものであります。

第 2 目、予防費につきましては、令和 2 年度新型コロナワクチン接種体制確保補助金に係る接種記録システムの構築完了に伴う返還金、1 万円を追加するものであります。

第 4 項第 1 目、水道費につきましては、大井沢浄水場 1 系二次側ドレン弁修繕に伴い、水道事業会計補助金 63 万 8,000 円を追加するものであります。

第 6 款第 2 項第 2 目、林業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大により影響を受けている、西山杉製材品の、町外販売促進のための町産品販路拡大支援補助金 300 万円を追加するものであります。

9 ページをご覧いただきまして、第 7 款第 1 項第 2 目、商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い消費喚起及び事業者の方を支援するために、町内に宿泊された方へ配布する地域振興券発行に係る地域振興券及び店舗用ポスター印刷製本費、12 万 1,000 円。並びに 2 項目飛ばしまして、西川町地域振興券交付事業交付金 900 万円、2 項目戻っていただきまして、西川町商工会が実施するプレミアム付商品券発行に係るプレミアム付商品券発行補助金 511 万円、小規模事業者持続化事業補助金 900 万円をそれぞれ追加するものであります。

第 3 目観光費につきましては、一般社団法人月山朝日観光協会が実施する宿泊割引事業のための観光協会地域経済変動対策補助金 2,255 万 4,000 円、月山環境整備運営協議会が

実施する月山及び月山志津温泉を訪れる方に対する弓張平地内での問診業務の為の月山環境整備運営協議会地域経済変動対策補助金 304 万 5,000 円をそれぞれ追加するものであります。

第 9 款第 1 項第 4 目、災害対策費につきましては、志津会館建て替えに伴い大規模災害時など携帯電話が不通になったときに役場との連絡手段のひとつである、アンサーバック機能が設置されている防災行政無線設備を工事期間中は屋外拡声局に移設、仮設置し、建物完成後に再移設するための志津会館防災行政無線設備移設業務委託料 209 万円を追加するものであります。

10 ページをお開きいただきまして、第 10 款第 4 項第 1 目、社会教育総務費につきましては、社会教育施設の新型コロナウイルス感染症感染防止対策としての備品購入費、顔認証サーマルカメラ手指衛生管理機器購入費 55 万円を追加するものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策にかかる経費が 5,326 万 2,000 円、急を要する事務事業に係る経費が 287 万 3,000 円、計 5,613 万 5,000 円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。6 ページ、2、歳入をご覧ください。歳入につきましては、第 14 款国庫支出金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5,326 万 2,000 円を追加し、それでも不足する財源については、第 19 款繰越金 287 万 3,000 円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。1 番、荒木俊夫議員。

○1 番（荒木俊夫議員） 3 点ほどちょっとお聞きしたいのですが、1 点目は第 6 款の農林水産業費の林業費、町産品の販路拡大支援補助金、西山杉も非常に大変だと思うのですが具体的にどういったことを支援するのか、教えていただきたいということ、第 7 款商工費の商工振興費のプレミアム付商品券発行補助がありますけど、これは、いつ頃発行なされるのか、どの程度なのかをお聞きしたい。

あと 3 点目ですけれども、歳入の部分で国の補助金が入っておりますけれども、これは一般財源化なるのか。歳出のところの補正財源の内訳に国庫支出金が 1 円もないわけでありま

して、全て一般財源になっておりますけども、これは一般財源化ということでどんな事業でも構わないのかどうか。そういったことになっているのか、3点お聞きしたいと思えます。

○古澤議長 1点目は、工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長 それでは1点目の質問にお答えをいたします。この町産品販売拡大支援補助金につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、西山杉の製材販売促進事業というようなことで、コロナ対策で実施するものでございます。本事業につきましては、令和2年度のコロナ対策としても実施をさせていただいた案件でございますが、この度さらに今年度に入りまして、製材業の支援というようなことの補正をさせていただいたものでございます。

具体的な内容としましては、町内製材業者が西川町内で伐採された西山杉で加工した製材品を町外住宅建築向けに出荷する場合の有利販売の取組みについて支援を行うというものでございまして、対象者は先ほど来申し上げましたとおり、西川町の製材業協同組合3社でございますが、その方々の出荷に対するものでございます。

補助対象につきましては何度も申し上げますが、町外建築住宅向け出荷する町内産品、西山杉原木による構造材等の製品でございまして、町外の建築に向けた出荷をする際に、製品価格の5%相当分を支援するというものでございまして、1戸当たり上限につきましては10万円というようなことでございます。この支援をすることによりまして、町外の有利販売が可能となることと、出荷件数の増加が図られ、町内の林業事業体、更には林業製材業の活性化、更には西山杉の普及促進PRというようなことでも諮ってまいりたいというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。

○古澤議長 2点目は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 荒木議員の2点目の質問にお答えしたいと思えます。

プレミアム付商品券の内容についてということだと思いますが、この度のプレミアム付商品券の内容につきましては、プレミアム率を30%としたいということでありまして、そして1万円でお買ひ求めいただければ、それに30%ですので3,000円を追加して、1万円ですと1万3,000円分の買ひ物ができるとようなものになりまして、それを3,000セット準備したいと思っております。

このプレミアム付商品券につきましては、3月に補正をしていただきました金額がござ

いますが、それにプラスしまして今回の補正であげさせていただいて3,000セットを準備したいということであります。購入に際しましては、1世帯あたり3セットまでとしたいと考えております。

そして今回その使い方ですが、前年度に行いましたプレミアム付商品券の事業とはちょっと使い方を変えまして、このプレミアム付商品券というのが西川町内の小規模事業者の経済活性化を図るというものを目的としたいと思っております。ただ大型店舗もございませので、資本金で、大型店舗で使える部分と、あとは小規模事業者で使える分という券の使い道を2通りにしたいと思っております。大型店舗と小規模店で使える分と、あと小規模店でしか使えない分というふうなことで分けさせていただきたいと思っております。

1セット、先ほど申しました1万3,000円分になりますが、まずはその500円の26枚綴りと思っておりますけども、そのうちの6枚分を大型店舗と小規模店で使えるというもの。後、残りの20枚につきましてはその大型店以外の店舗で使えるというふうな分け方をさせていただきたいと思っております。

販売の場所としましては、交流センターあいべを考えております。あともう1カ所、大井沢の温泉館ということで、2カ所での販売を考えております。

販売の時期でありますけども、販売の時期としましては5月30日から販売を開始したいと思っております。そして使用期限につきましては8月31日までというふうにこの度は考えております。そのプレミアム付商品券を使える店につきましては、町内の全ての業者が対象にはなってきます。この事業に参加するかしないかというものを、まずは申し込みを取りまして、協賛いただいたところについてこのプレミアム付商品券を使えるようにというふうにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○古澤議長 3点目は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 荒木議員のご質問、3点目、今回の補正予算の地方創生臨時交付金、これのご質問にお答えさせていただきます。

議員からもご指摘ございましたように、今回の地方創生臨時交付金、一般財源化されているものであります。地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたのが地方創生臨時交付金でございまして、新型コロナウイルスの感染拡大、これの防止、更には感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活、これを支援しながら地方創生を図っていくということになっておりますので、申し上げました感染

拡大防止、地域経済あるいは住民生活支援、こういったものの事務事業に対してこの地方創生臨時交付金を充当させていただきながら、この間、昨年の春以来、事務事業を展開して精力的に取り組んでまいってきたところでございます。よろしくご理解ください。以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） はい、ありがとうございます。

西山杉の普及拡大ということで、製材業も本当に大変だというふうに思います。これは町の住宅支援事業とはこうダブらないのかどうか。5%ということありますけども、プラスになるのかどうか、それを確認したいのと、2点目のプレミアム付商品券、1世帯3セットということで、やはり多くの方が、これを使えるようにしていただけるようにしていただければありがたいというふうに思います。つまりお金をいっぱい持っている方だけが買えるのではなくて、数に限りがありますから、ぜひ多くの方に還元なればいいと思いますし、大型店舗と小売店を分けるということで、非常にいろいろ考えていらっしゃるというふうに思います。ただ、この大型店舗の区分ってというのはどうするのか。これちょっと確認をさせていただきたい。

あと3点目の一般財源化ということでもありますけども、補正財源の内訳を見たとき、これが国の地方創生交付金で行われている事業かどうか分らないわけですね。歳出の財源内訳のところ国庫支出金が1円も入っていないので、どれが一般財源でやっているのか、ちょっと分かりにくいのではないかな、というふうに思うわけです。財源としては一般財源化するのでしょうか。説明とすれば、これは国の交付金で行っている事業だよ、というふうにするべきではないのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○古澤議長 1点目の答弁、工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長 この補助事業につきましては、先ほどちょっと説明が良くて大変申し訳ございませんでした。全て町外の住宅建築、町外の出荷に対する支援というようなこととございますので、本町内で行っております住宅の関連の補助事業とはダブらないということとございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○古澤議長 2点目は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 2点目についてお答えさせていただきます。より多くの方が使えるようにというふうなことでありますが、まずより多くの方が平等になるべく買えるようにというところで、曜日の設定、前回の反省を踏まえまして日曜日から売り始めるということ、なるべく多くの方が買えるようにというふうなことでしたいと思っていました。

あと会場はあいべにするということ、町営バスも使えるということもございますし、バス停もありますし、駐車場も広く取ってあるというふうなことで、あいべの1階部分、すぐ入れる所でやりたいと思っております。

あと大型店舗の区分であります、本町に本店・支店がある場合ですが、資本金で分けさせていただきますまして、資本金で1億円を超える事業所については大型店という扱いにしたいと思っております。以上です。

○古澤議長 3点目、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。これまで新型コロナウイルス感染症の関係で、地方創生臨時交付金、これらの事業につきましては、補正予算の度毎に昨年春以来、一貫して新型コロナウイルス感染症にかかる対策経費分、あとその他、それぞれに係る経費分というようなことで補正予算を始め、当然町長の提案説明の説明もそうですけれども、補正予算の中でもご説明を申し上げてまいった経過がございます。

議員からご指摘いただきましたいわゆるこの補正予算書、作成の段階での財源内訳の国庫支出金、こういったものの記載の方法につきましては、当然、より分かりやすく研究するのが必要だというようなことも考えてございますので、今日のご発言を受け止めまして、私どものほうでも検討させていただきながら、今後共対応してまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくご理解ください。以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） コロナ関係、非常に業者も大変なので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけども、ただプレミアム商品券の中で資本金1億円という、総合開発㈱も資本金が1億円なのですよね、だから外れてしまうのかという気がするのですけど。ただ資本金で見ると1つあるのですけども、減資して資本金を落としてという会社もいろいろあります。だからその辺は臨機応変に見ながら対応していただければいいのかなと。資本金だけ見るとちょっと偏ってしまうところがある。会社によっては減資をして税金を少なくして売上げを大きくしているという業者もありますので、その辺はいろいろ検討してい

ただきたいとお願いを申し上げたいと思います。以上です。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 第7款1項2目の商工振興費についてお尋ねをしたいと思います。

ただ今荒木議員のほうから、プレミアム付商品券の件につきまして質問ありましたので、大方理解はできるわけでありますけども、ちょうど5月31日というような開始日でありますけども、月曜日になっているようでありまして、これまでのいろんな町民の配慮からすれば、金曜日、そして勤められている方に対する配慮ということで、土日利用できるように、という日程の設定がされておったのではないかというふうに思いますので、その辺の31日からやるという背景などお尋ねしたいというふうに思っております。

それから西川町地域振興券の交付事業でありますけども、900万予定されているわけでありますけども、これらについては、例えばこれまでの交付事業からすれば、3,000円の交付、1人3,000円ということになると思いますが、3,000円という数の設定でありますけども、3,000掛ける300、3,000、これに対する人数掛けるというふうになるんでしょうけども、これらのやり方、それから時期などをですね、お尋ねしたいというふうに思います。

それから、これまで3月に交付されたと思いますが、12月から遅れ遅れになって、飲食店関係の利用券が1人あたり3,000円出ているわけでありますけども、これらの利活用について、だいぶ遅れているのではないかなというふうに推測するわけでありますけども、その辺の利用状況並びにこれらのプレミアムあるいは地域振興券並びに飲食店関係の利用券の発行の時期が、利用の時期がダブっているのではないかなというふうに思っていて、これらを使うにあたっての町民に対する配慮であるとか、あるいは利用促進に対するPRであるとか、そういうところを強化しなければならないのではないかなというふうに思いますので、その辺の全体的な取組みについて、どういうふうに考えられているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただ今ありました、佐藤幸吉議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。まず第1点目ですが、プレミアム商品券の販売開始は5月30日、日曜日ということであります。終わりが8月31日火曜日ということで設定させていただきまして、日曜日ですと勤めていらっしゃる方も買いに来ることができるということで、日曜日を設

定させていただきました。その日から使えるように準備をしたいと思っております。

西川町地域振興券交付事業交付金 900 万円についてであります。この地域振興券につきましては、この下にあります観光協会地域経済変動対策補助金ということで、2,255 万 4,000 円という金額ありますが、今申し上げたものにつきましては宿泊割引です。宿泊割引していますが、その宿泊者が町内の店舗で使えるクーポン券を発行するのがこの地域振興券交付事業になります。

この地域振興券につきましては、1 人 1 泊した方に 1,000 円ということで、泊ってチェックアウトした日から使えるということで、町内の店舗で使っていただくようにしております。そして、この使用期限ですが、そのチェックアウト後から、先ほど申しましたプレミアム付商品券の期日と同じように 8 月 31 日までと幅を持たせまして、もう 1 回来ていただいて使うとか、そういう使い方もできるようなことで考えております。そのチェックアウト日から使えるということになります。そして 1,000 円ですので、9,000 人分ということでみております。

それから続きまして今現在 5 月 31 日末で飲食店等の 3,000 円の事業行っておりますが、そちらにつきましては、コロナ禍ということもありますが、5,037 人に交付してございます。今現在、4 月 23 日付での換金率ということになりますと 23%程度というふうになっておりますが、やはりまだ換金に来ていらっしゃる事業者もおりますので、あとひと月はありますけども、感触的には順調に使われているのかなというふうに思っております。

そしてこの一連の経済対策、主な対策になりますけども、今回あげさせていただいている部分、先ほど申しましたまずは先ほどの商品券ですね、3,000 円というのが 5 月 31 日で終わります。そして先ほど申しました宿泊割引、1 人 1 泊 3,000 円という割引になりました、こちら 9,000 人分用意したいと思っております。

その宿泊割引の開始が 5 月 21 日で地域振興券は次のチェックアウトから使えるというふうにしておりますので、5 月 22 日から使えるというふうになります。宿泊割引のほうは 5 月 21 日から 8 月 31 日までというふうなことを考えてございます。先ほどの地域振興券につきましては、5 月 22 日から 8 月 31 日まで、プレミアム商品券は 5 月 30 日から 8 月 31 日までというふうなことで切れ目のないかたちでしたいなというふうなことで、少しダブりもありますけども、対応していきたいという考えでおります。以上です。

○古澤議長 8 番、佐藤幸吉議員。

○8番(佐藤幸吉議員) 1つは、飲食店関係の4月23日現在で23%の回収率というようなことでの報告でありますけども、それから今日まで1週間も経っていないわけでありまして、その後の推移もだいたい分かるわけでありまして、順調に進んでいるというような経過であります。私からしますと1カ月以上で23%の回収率というのは非常に少ないのではないかな。これから先、1カ月以上あるわけでありまして、それらについて、ややもすれば5月31日で100%回収というのは無理なのではないかというふうに思います。そういう意味で、その利用期間を延長するというようなことも含めて検討しなければならないのではないかと思いますので、この辺の判断の時期、あるいは町民に対するPR、それらについてぜひ行き違いがないように、100%の回収がされますように、ぜひ取組みを強化していただきたいと、こんなふうに思います。

それからプレミアム付商品券、あるいは振興券の交付、それぞれ観光協会の地域経済変動対策、これらの取り組みの時期ですけども、開始時期がそれぞれ違ってはおりますが、できるだけ長い期間切れ目のない補助をやりたいというようなことで計画されているようであります。それらについては大変いい政策だなというふうには思いますが、最初の出だしを、やはり業者の方が行き違いのないように統一してはどうかと、こんなふうに思いますので、その辺まだ時期が先の話でありますので、一考検討していただければと、こんなふうに思いますので、その辺ぜひご回答いただきたいというふうに思います。以上2点です。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただ今の質問にお答えします。先ほどの商品券3,000円の分になりますが、回収率が低いのではないかというふうなことでありますけども、事業者におかれましてはまだ1回も換金をしにいらっしゃっていないところもありますので、そこで使われていないということではないようでしたので、そこも換金なるということでもあります。ちょっと今現在で100%なるのかどうかという判断はまだつかないところではございますけども、ちょっとその時期をみまして、使用につきまして町民の方に期限が迫っているというようなこと、皆さんお使いくださいというようなことでの喚起はしていきたいと思っております。

あと先ほどの出だし、いろいろな宿泊割引とか、プレミアム付商品券についての出だしがバラバラとというふうなことでありますけども、宿泊割引は5月21日ということで、

今現在国のほうで緊急事態宣言、あと県知事のほうも大型連休中の県境を越えた移動自粛というようなこともありますので、そういったところも勘案しまして、また宿泊される方につきましては金曜日から動き出すというようなところもございますので、スタートの時点宿泊割引につきましては5月21日の金曜日からとしたいと思って、この設定をしております。

先ほどありました、地域振興券1,000円分ですけども、それにつきましてはチェックアウト後から使えるというふうにしておりますので、その旅館で使うのではなくて、町内に出向いて行って、町内の店で使っていただきたいという趣旨でございますけども、チェックアウト後から使っていただくということで、そこでちょっと一日ずれるということですので、そこは使うほうにとっては問題ないのかなと思っております。

あとプレミアム付商品券でありますけども、こちらにつきましては先ほどの、やっぱり販売開始が日曜日に合わせたいということと、あとこれから協賛していただける商店・事業所の希望も取らなくてはいけませんので、そういった手続きなどを踏まえまして、考えると30日かなというふうなところでの設定をさせていただいたところであります。以上です。よろしくをお願いします。

○古澤議長 他、ございますか。

7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今佐藤幸吉議員からありました、プレミアム付商品券とかあるいは地域振興券とかということで、今現在行っているのは飲食店等商品券ということで各町民に3,000円ずつということで、5月31日まで今やっているわけですね。

さっきの換金率は分かりましたけども、町のほうではずっと滞りなく今までコロナ対策としてやってきていただいて、それらの効果は非常に多かったのではないかと思います。前のプレミアム付商品券も含めましてね。

ただ私どもとすれば、その利用率がどうなっているのかなと。やはり先ほどもありましたようにね、例えばその前に、去年の秋は、秋の月山これよこキャンペーンをやっているわけですね。これは3,000円の割引券で2,400名分を準備したということで、その後すぐ引き続き冬の月山これよこキャンペーンを引き続きやってきているわけですね。この利用率等を含めましてね、いろんな施策をやってきて町の活性化に繋がりたいというようなことは分かるのですが、じゃあそれがどれほど利用されているのか。なかなか議会に報告

がないのではないかなと思うのですよ。だからその辺の状況を今現在で分かるかどうかですけれども、やはり教えていただきたいなど。それによって次の施策がどうなっていくのかというふうなことに結びついていうのではないかというふうに思います。ですからその辺が、今までの、過去にさかのぼりますけれども、それぞれの施策に対してですね、どの程度の利用率があったのか。先ほど言ったように、今現在分からなければ後で結構ですけれども、その辺をちょっと分かる範囲内で教えていただきたいというふうに思います。

またこの地域振興券とか、それから観光協会の地域経済変動対策、これも宿泊料ですよ。今現在では、コロナ関係で県では県境をまたぐ移動は自粛してくださいというふうなことになっています。まあ連休明け、5月11日位までなのですけれども。ただやはりこういうふうな状況で、どういうふうな状況になるか分からないわけですね。先が読めない。

先ほどの宿泊割引のも、やはり県外の方も当然対象になっていると思うのですけれども、そういう状況の中でこの施策は今現在いいのですけど、また国なり県なり、あるいはコロナ感染症の状況なりで変更なる可能性もあるかと思えますけれども、その辺は視野に入れていらっしゃるかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

質問、回答等々においては、簡潔にお願いいたしたいと思えます。

○土田商工観光課長 ただ今の質問にお答えいたします。簡潔にということでありますので。

西川町プレミアム付商品券、利用率のほうからですが、プレミアム付商品券20%のプレミアムを付けたものでありますけれども、1回目2,000セット、令和2年4月24日から8月31日まで1世帯5セットまで。続きまして、即完売したということで、追加で3,000セットやっております。その換金率につきましては99.3%でありました。

それから宿泊商品券というふうなことで令和2年5月22日から行った、3,000円の分ですけれども、こちら換金率としては95.5%。それから商品券のものにつきましては3回やっておりますので、2回目のものについては97.02%。でこの度5月31日までやっているのが4月23日の段階で換金率として23%になっているというような状況になっております。

あとは宿泊のほうの、月山これよろキャンペーンというふうなことでありますけれども、去年は夏・秋、そして冬ということで3回行っております。宿泊者に対して3,000円の宿泊割引であります。また夏ですけれども、92.2%、秋は99.4%、冬についてはちょっとまだ

3月2日現在でというふうなことでは、ちょっと手元にないのですが、それから中止しているという、止めているというようなところもありまして、25.1%になっております。というような状況の中であります。

この度、今回補正の件につきましては、コロナの状況でどういうふうになるかというのは、ちょっとその時期にならないとなかなか難しいと思いますが、その状況によっては中止しなくてはならないようなところも出てくるかとは思いますが、その時の状況によっての判断というふうになりますので、ご了承いただきたいと思っております。以上です。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） それぞれのキャンペーンなり、プレミアム商品券の発行なりでそれぞれの効果はあげているということですので、それに関しては今後共よろしくお願ひしたいというふうに思います。やはり、今町民の方に話を聞いてみると、当然宿泊券というか、そういうことも非常に大事なんだけど、やはり一般町民の方がどういうふうにしてそれを利用できるのかと。プレミアム付商品券も含めましてね、今回の飲食店等の商品券、その辺の利用状況がなかなか限られているので、という話もだいぶあるみたいですので、今後共そういうことも考慮しながら活用していただきたいというふうに思います。以上で結構です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤仁議員） 私からは確認事項が1点と、あと質問が3つかそこらあります。

まず確認からいきますけど、商工観光のほうの小規模事業持続化補助金というのは、これ噂によるとコロナ関係でW i - F i とかデジタル検温機とかそういう小規模事業者に対する要望があればそれに対応する補助金だというふうに聞いたのですが、それでいいのかどうか確認です。

あと質問のほうは、先ほど荒木議員からもありましたが、産業振興課のほうの町産品の拡大です。これ、先ほどよく理解できなかったのですが、5%の補助というような話がありました。売った後の補助なのか。例えば売ったときに、100円で売ったと、だけどその5%を、この中から補助するのだというようなことなのか、最初から5%補助するから安くして仕事を取ってこいというようなことなのか。だからそれだとすれば、ちょっとやり方が難しいのか。あともう1つは土場に乗る前のPRですよ。西山杉というものを使ってもらおうという前提がなければこの補助金というのは使えないわけです。そこら辺の西

山杉はいいやつだというようなPRをしてお客さんから使ってもらう。それに対して補助をするというようなことでないと、ちょっと逆かなど。いろいろ考えたのでしょうけど、そこら辺だけお聞きしたいというふうに思います。

あと宿泊の件ですね、観光協会の地域変動型。これって対象は県外まで含むのでしょうか。それとも県内の方々なのか。それとも町内の方限定なのか。そこら辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

あと志津会館の防災無線の委託ですけど、これって今分かったやつなののでしょうか。例えば、本来であれば志津会館は去年できているわけです。なぜ、今年になってからその防災無線の移設の件が出てきたのか。正直に抜けていたのか。ちょっと質問が意地悪かもしれませんが、そこら辺をちょっとお願いしたいというふうに思います。

あと今回の補正予算にないのですが、PCR検査です。前回私、去年の12月一般質問のときに、例えば医療関係、介護関係、俗に言われるエッセンシャルワーカーの方々に、町としてPCR検査をやって安心して仕事をしていただく、安心して介護を受けていただく、医療を受けていただく。そういう面ではやるべきではないか、というような話を質問しました。その後、陰圧ハウスが入った。機械も買ったということで、検討なされたのか。検討した結果、必要ないということで今回の補正とか何かになかったのか、そこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は、工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長 佐藤議員の2点目になりますか、まずは西山杉の今回の補助制度について、どのような仕組みで、というようなことをございます。まずは製材業で消費者と関わる際に見積書を提出するわけですが、見積書を提出した後に、その分の5%については町からのコロナ対策の支援というようなことにするというようなことで、契約の、実際の支払金額については5%引いてお支払いしていただくということになりまして、その分を町から支援をいただいてというようなことでやりながら、それぞれ契約ごとに見積書、契約書の差額の5%分を補助金としてお支払いしているというようなことで、事務局が商工会のほうでしていただきながら、製材業と調整をしているものでございます。

従いまして、この部分のPR大切ではないか、ということをございます。これにつきましては先ほど答弁の際にも申し上げましたが、この事業につきましては令和2年度も実施させていただいて、一部山形新聞のほうにも出していただきながら、出発の部分がコロナ

対策というようなことでしたので、令和2年度については少し遅かったわけですが、今回につきましては商工会、更には製材業と併せながら、ご可決いただきましたら、しっかりしたPRを再度させていただいて、このようなことで西山杉をPR、わせて実施に向けたPR対策を取らせていただくということで確認をさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○古澤議長 土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 佐藤仁議員の1点目と3点目の質問に答えさせていただきます。

小規模事業者持続化事業補助金についてであります。この内容につきましては、持続化補助金につきましては、国のほうでやっている補助金もありますが、それに漏れたものをこちらのほうで拾えないかなというふうなことであります。コロナ禍になっておりますが、その新生活様式への対策というようなことで、機器類を整備する場合に支援したいということで、事業費の3分の2の補助率で20万円の上限というようなことで考えております。例えば空気清浄機とか検温器などというような感染対策のかかるものです。

あともう1つですが、こういう状況になっておりますので、新たな業態に変換するとか、新分野のほうに参入したいという、そういう前向きな取組みをしたいというふうな業者、事業所に置かれた方に対しての新たな事業展開を支援したいというふうなことで、そういったチャレンジすることについて応援したいというふうなことで事業費の3分の2を補助率としまして、上限は30万円というふうなことで考えているものであります。

例えば今まで店で食べていたものを、宅配にできるとか、というようなことで、そういったものに使えるように考えております。

あと宿泊につきましては、県外も含むというふうなことで考えております。以上です。

○古澤議長 3点目は、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 佐藤仁議員からの志津会館の行政防災無線の移設業務委託について、お答えさせていただきます。

先ほど補足説明でも申し上げさせていただきましたけれども、志津会館に設置されております防災行政無線につきましては、アンサーバック機能というようなことで、万が一規模災害などで携帯電話が不通になった場合に役場との連絡手段のひとつとして使用できる機能がついておるといふものでございます。

今回志津会館を改築するに際しまして、この設備につきまして、どうするかというよう

なことで検討を進めてまいりました。これまで当然アンサーバック機能、志津会館もそうですけれども、町内で使用したケースっていうのはございません。29年度に防災行政無線が設置なってから携帯電話不通となる大規模な災害が発生しておりませんので、いずれも携帯電話等で現場等との連絡、あるいはそれぞれの地区等との連絡を行ってまいりましたので、そういった使用はなかったというのが実態でございますけれども、いろいろ衛星携帯電話とか、様々な手段等も考えてみたのですけれども、やはり山形県を代表する月山、そして月山志津温泉の観光地という志津でございます。更には地すべりの工事もやっておるというようなこともございまして、安心安全は如何なるときも確保しなければならないのではないかというようなことで、このアンサーバック機能の防災行政無線を工事期間中は外の拡声器のほうに仮設置いたしまして、新しくできたら戻そうという結論に達したのがこの春でございました。

そういったことで、令和3年度の当初予算への計上が叶わなかったというようなことで、この時点での補正予算としての計上ということでお願いを申し上げる次第となりましたので、よろしくご理解の上、お願い申し上げたいと思います。以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤仁議員） まだ先ほどのPCR検査の件の回答がなかったものですから、ちょっと手を挙げるのが遅くなって申し訳ありません。PCR検査の補正予算に載ってなかったもので、それは検討したのでしょうかというふうな質問をしたんですけども。それはダメだとあればいいです。

○古澤議長 答弁は飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 PCR検査の状況というご質問についてお答えしたいと思います。

昨年度のPCR検査、町の事業といたしまして65歳以上の高齢者と65歳未満の方というようなことで事業を実施いたしたところでございますが、実績といたしましては65歳以上が7人、65歳未満の方が11人というようなことで、28人のPCR検査がございました。

議員の質問にございますように、施設関係者につきましてはPCR検査自体が、その時点での陰性か陽性かというような判断をするものでしかないということもあるのかと思いますけれども、施設関係のサービスエリア会議等も開いておりまして、ケアハイツとか、他に病院、とこしえ等で構成しているわけですが、その施設のほうにも利用の声掛けなどを行い、今後どうするかというようなことでお話したところでございますが、会議

の中では特に要望等なかったというようなことで、今年度の事業といたしましては昨年度同様の 65 歳以上と 65 歳未満というようなことで事業を現在組んでいるというような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

○古澤議長 2 番、佐藤仁議員。

○2 番（佐藤仁議員） 宿泊に関して県外の方も含めるということですが、あくまでも町の一般財源で、例えば目的が宿泊業者に特化した目的であれば、それはしょうがないかもしれませんが、町で予算で使うほうは恩恵が出てくるわけです。県外の人、または町外の人が、町のお金で県外の人が恩恵を受ける。それは国でやるものと県でやるものと町でやるもの。町でやるものはやっぱり町の人が潤うようなお金の使い方というのであれば、例えば宿泊がいい悪いは別ですけども、例えば使われる側も、使う側も町民であれば一番いいわけです。特に今回のこれ、2,250 万ぐらいあるわけです。それにクーポン券が 900 万あるわけ。クーポン券にしてもみんなの業者が使えるわけでないと思う。恐らく手を挙げて、うちではやりますよ、その 1,000 円券が使えるお店を今から募るのでしょうけども、町の全店の小売店が使えるという品物でもないということだろうと思うのです。

そうした場合に、その 2,200 万と 900 万で 3,000 万がしのお金が町外の方、県外の方にまで恩恵がある。町内の方に、町にお金が落ちるのがその分少なくなるわけですよ。それはもうちょっと別な方法がなかったのか。そういうようなことで検討したのかだけ、ちょっとお聞きしたい。

あと PCR 検査ですけど、自前の機械があるので、普通に一般的に受ければ 2 万 5,000 とかかかる、やっぱりケアハイツとか何かで合わせても 200 名までいないわけですよ。それを基本的なキットとかのお金だけ町で補助すれば 100 万そこらしかかからないわけですよ。200 名もいないので。そうした場合に、

○古澤議長 佐藤仁議員、この PCR 関係は、今回は補正ではありませんので。

○2 番（佐藤仁議員） はい、分かりました。そういうふうな補正を組んでいただいて、例えば安心してやれるようなものをぜひ検討していただきたいなというふうに思ひます。以上です。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 この度の宿泊割引、また地域振興券というようなことでは、県外の方も対象になっているということで、町民がその分を使って町内に落とすというようなことで

はないのではないか、町民にもっと恩恵が出るようにというようなことではありますが、こちらにつきましてはやはり、県外の方の、今現在は宿泊としましても昨年度もコロナ禍でありましたが、その中でもまだ6割に達していないお客さんの戻りだということがありますので、そういったことで、やはり外からのお客さまが来ていただいて、町内にお金を落とすとして行っていただくというような復活・復興と言いますか、人の戻り、宿泊客の戻りというのもやはり狙ったところでの宿泊割引になっております。そして宿泊して、来ていただいた方が更に1,000円のクーポン券、町内のお店を使って、そこで更に上乗せして使っていただくというようなことで、外からのお金を落とすとして行っていただくというような仕組みづくりということを考えまして、この制度を設けたところであります。以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 2点お聞きします。今宿泊業の支援ということで、大変いいと思うわけですが、変異株のコロナが今から増えてくるという状況が予想される中で、これがどこまで実現するかっていうことが非常に不安なわけです。今商品券、飲食店の3,000円券も配られていますけど、結構使っていない方もいらっしゃる。私の家も使っていないのです、残念ながら。というのは、なかなかコロナが心配だということで、落ち着かない状況の中で、なかなか行く気にもなれないという状況があります。

それで一番やっぱり経済活動うまくやっっていけるかどうかの一番の肝心は、やっぱりワクチンなわけですね。ワクチンのこともちょっと予算出ていますけども、今、これからの見通しです。寒河江では80歳以上から順番に始めるという話でした。西川町は高齢者から始めるということでしたけど。河北町は地区ごとに始めて、だいたい9月上旬に終わるということでした。ですからぜひそういうことを、見通しを示してもらえれば何となく安心して、この宿泊業もできるのかということになるわけですけど。ぜひそこら辺の西川町のワクチンのこれからの状況を教えていただきたいことが1つ目です。

次2点目です。今日新聞に一次支援金とありました。要するに緊急事態宣言で関東から西川町に来られない・・・

○古澤議長 佐藤議員、今回も補正に計上されているものに対して特にご質問をお願いしたいのですけども。

○3番（佐藤光康議員） 補正がコロナ関連でしたので、

○古澤議長 関連はいろいろございます。ですけども、やはりそうしますと幅が広くなりまし

て、なかなか結論が出ませんので、その関連でお願いします。

○3番（佐藤光康議員） はい、分かりました。1点だけ、ぜひよろしくお願いします。

○古澤議長 飯野健康福祉課長。

○飯野健康福祉課長 ただ今の質問では、コロナのワクチンの見通しというようなことでございますけれども、先に町長のほうからお話、あいさつのほうでもありましたとおり、現在日程的に決まっているのが5月1日に配送なるというふうな、1箱配送なるというような状況であります。次に入ってくるというのが、国のほうで第五クルーの配分というのが出ておまして、1万6,000箱というのが次の配分枠であります。山形県の配分といたしまして220箱、西川町の配分が1箱というような予定で5月17日以降に入る見込みということで情報のほうは入ってきております。そうしますと、実際うてる方というのは1回975回分で2回というようなことになりますので、1,000人弱の方がまず受けられるというような状況になります。

その後の見通しといたしましては、国のほうでは様々でしておりますが、実際的にはその後どういうふうなワクチンの配分と配送なるかというのが、ちょっと見通しが付いておりませんが、順次入ってくれば夏までには終わるのかなというところであります。7月か8月までに、それぐらいまで終われば、次の65歳未満の方、優先順位が、その後、基礎疾患を有する者とか、高齢者施設等の従事者、あと60歳から64歳までの方が、次のワクチンの優先順位になっておりますので、なるべく早くいたしまして、冬前には終わるようなかたちで進めたいというふうには考えておるところでありますので、よろしく願いしたいと思います。以上であります。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） すみません、時間なのですが、手短かに、先ほどからの商工振興費の中で、小規模事業者持続化給付補助金ということで、課長から説明ありましたが、実は今、明日29日あたりから大型連休に入りまして、県では県外から来ないでくださいって言いますが、112号線の飲食店見ると県外ナンバーがいっぱい見られます。道の駅も特にで

その中で、やはり飲食店の声なのですが、これでコロナをうつされたらどうしようって、ただお客さん開いていけば来るし、去年は期間限定で閉めたということはありません。持続化給付金というものが発生しまして、何日から何日まで閉めますよ、というかたちであ

りました。開けていたお店もあるのですが、地域経済を活性化する意味もありますが、逆にこれでコロナになったらどうしよう、というお店もあります。

寒河江市あたりでも飲食店からクラスターが広がっているということもありますので、先ほど課長から説明いただきましたお金については、もうちょっと幅を広げて、コロナが怖いのでそういった面の使い方も考えていただきたいということにつきまして、見解をしていただきたいということが1つです。あと、各庁舎、保育園等にサーマル機能付きの検温器を購入するというふうにあります。実際今あいべ入口とかにあります。ただあいべの検温器は、なかなか画面に近づいても検温できない。あそこにずっと待っていても検温ができないという、感知が悪いということがありますので、ぜひこれから購入するのであれば、もうちょっと感知のいい機械を購入していただきたいなというふうに思います。

この2点についてお願いします。

○古澤議長 答弁は、土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 大泉奈美議員の質問の1点目についてお答えしたいと思います。大型連休も迎えて、そのコロナの感染症の予防と経済の両立化というようなことでありますけども、先ほど申しました持続化給付金の中には、そのコロナの対策としまして空気清浄機とか、検温器の購入に対する補助金も今回の補正にあげさせていただいておりますので、そういった対策についてはそこを使っただくというようなこと。

あとは山形県のほうで新型コロナ対策認証課というのが新しく設けられましたけど、ここを出しているこの認証基準というものがあまして、その基準の説明を各飲食店と旅館のほうに、今日商工観光課の支援チームのほうで回らせていただいているところであります。その予防対策について、徹底を図るよというようにお願いと、その県の認証制度についての申し込みと言いますか、申請を行うものについても合わせて説明させていただいて、より対策が実効性のあるものというようにお願いというふうなことでさせていただいているところであります。以上です。

○古澤議長 2点目のカメラの性能等々におきまして、佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 大泉議員の2点目の検温機等の機材の関係についてのご質問にお答えさせていただきます。議員からもご指摘ありましたように、具体的に西川交流センターあいべの入口の感度ということで話をいただいたところでございます。

私どものほうも認識してございまして、感染症コロナが拡大していく中でそういった非

接触型の体温計、これの必要性が叫ばれたということで私どものほうでも西川交流センターあいべ等に購入した経過はございました。考えてみますと、やはりああいった検温器につきましては感染症コロナが拡大することによって開発されてきた機械なのかなというふうに個人的には捉えておりまして、この間、その後いろいろ改良も重ねられてこの1年経ってまいりましたので、今回は値段的にも、決して安くもないと、かと言って決して高くもないというようなことで慎重に検討させていただいて、議員ご懸念の点を解消しながら使えるような機械というふうに私どものほうでは予算編成の中でも考えまして、予算を計上させていただいているということでございます。

当然西川交流センターあいべは出入りが多い施設でございます。そういったこともございまして、購入したものを西川交流センターあいべに置くのか、あるいは町民体育館とか、そういったところに置くのか、そういった社会教育、社会体育の施設の配置については現在あるものと合わせまして、今回購入させていただくもの、そういったもので検討させていただきながら、配置をしながら、何よりも町民の感染予防に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） ぜひ、連休始まります。私どこどこから、県外から来ましたなんて誰もぶら下げてないし、PCR検査をしましたっていうのもぶら下げていません。やはり飲食店業者さん、来ないと困るのですが、コロナうつたらどうしようってすごくありますので、ぜひ支援チームの方、相談にのっていただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○古澤議長 昼食の時間でございますけども、会議を続行させていただきます。

4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 私から1つだけ、お願ひやら考え方をお願ひしたいと思っております。先ほど、町産材の販売に関して補助金300万、これ大変いいと思っております。今日の新聞にも出ておりましたが、建設資材が入ってこない、アメリカからは松、それから杉が入らない。ヨーロッパからは修整材が入らない。で建設が2、3カ月遅れる、いつ材料が来るかわからない状況に今置かれていまして、非常に高騰して、2、3割アップしているというふうな状況の中で、西山材を売る非常に大きなチャンスだと思っております。これ今300万

の補助金ですけれども、大々的に西川町が西山材の生産地なのだというふうなものをするに、300万でいいのかどうか、ちょっと分かりませんが、もうちょっと大々的にする計画はないのかどうか。ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は、工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長 ただ今の菅野議員からのご質問ありました件で、今日の山形新聞等に関する情報等につきましては、やはり我々のほうでも十分把握をしている状況でございます。これを機に、ぜひ販売促進に向けてというような部分も先日製材業協同組合とも話をさせていただいたところでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。

また更に拡大というようなことでございますが、本件につきましてはこの実施をさせていただいて、その後状況を踏まえながら、もしこの事業が更に必要性というふうなものがあるとすれば、その辺につきましては検討させていただきながらご相談させていただいて、繋げてまいりたいというふうに思っておりますので、その件につきましては今後の状況を踏まえてというようなことでございますので、よろしくお聞きしたいと思います。以上でございます。

○古澤議長 他、ございませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第30号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 議第31号令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

予算第3条の収益的収入及び支出につきまして、既決の予定額、2億662万7,000円を、収入支出それぞれ63万8,000円を追加し、収益的収入及び支出の総額を2億726万5,000円といたすものであります。

支出からご説明いたします。4ページをお開き下さい。

1 款 1 項 1 目、原水及び浄水費の修繕費に 63 万 8,000 円を追加するものであります。大井沢浄水場 1 系二次側ドレン弁の取り換えを行うものであります。

収入につきましては、一般会計から 63 万 8,000 円の繰入を行うものであります。

また、第 4 条の資本的収入及び支出の、既決の収入予定額 9,541 万 7,000 円に、550 万円を追加し、1 億 91 万 7,000 円とし、既決の支出予定額 1 億 6,669 万 1,000 円に 552 万 2,000 円を追加し、1 億 7,221 万 3,000 円といたすものであります。

支出からご説明いたします。6 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目の増設改良費の工事請負費に 552 万 2,000 円を追加するものであります。海味地内排水管の漏水のため、布設替工事を行うものであります。漏水箇所につきましては、町道山岸線から、海味配水池の間の法面部分であります。

収入につきましては、1 款 4 項 1 目、企業債に 550 万円を追加するものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、7,127 万 4,000 円を 7,129 万 6,000 円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 986 万 8,000 円を 1,037 万円に、当年度分損益勘定留保資金 6,140 万 6,000 円を 6,092 万 6,000 円に改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第 31 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じ、令和 3 年西川町議会第 2 回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午後 1 2 時 1 6 分〕